

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第6次）案の概要

【策定根拠】 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年施行）

【策定目的】 「地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備」（条例第2条）について、その推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。

1. 策定趣旨

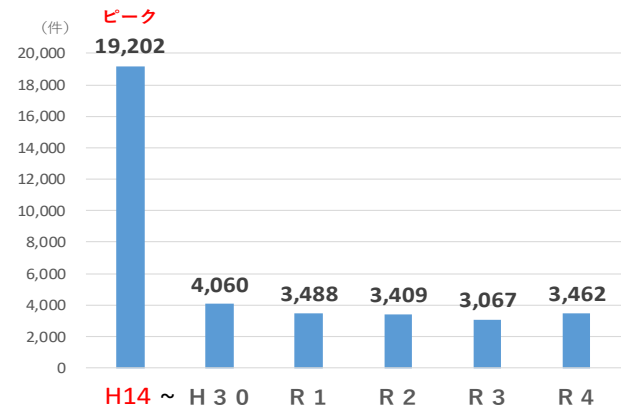
- 平成31年4月に策定した第5次推進計画が、令和5年度で終了。
- これまでの取組により、県内の刑法犯認知件数は2003年から19年連続で減少するなど一定の成果。
- しかしながら、2022年から刑法犯認知件数が増加に転じていることや、特殊詐欺の被害が高齢者だけでなく幅広い世代に拡大していること、人口減少や少子高齢化に伴う地域防犯活動の担い手不足など、複雑に変化する社会情勢を踏まえ、第6次推進計画を策定。

2. 計画期間

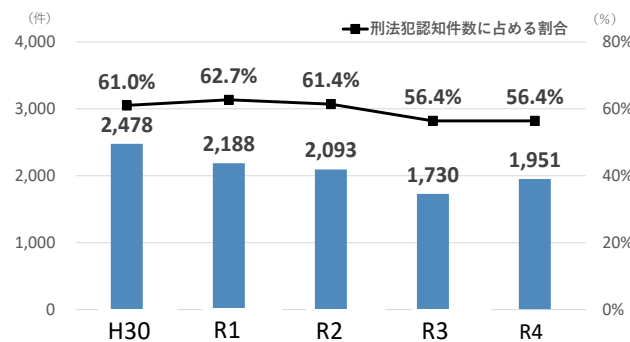
2024年度～2028年度（5年間）

3. 青森県における犯罪の発生状況

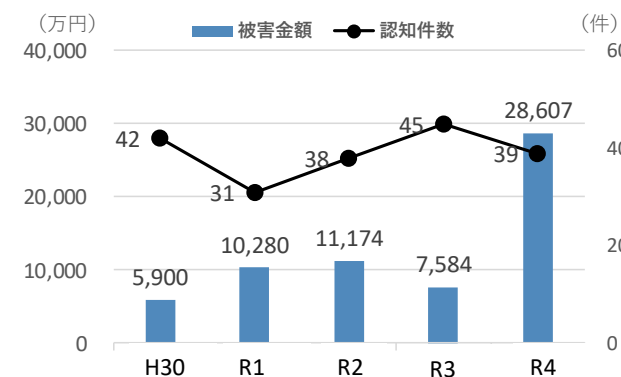
1 刑法犯認知件数は令和4年に増加に転じた



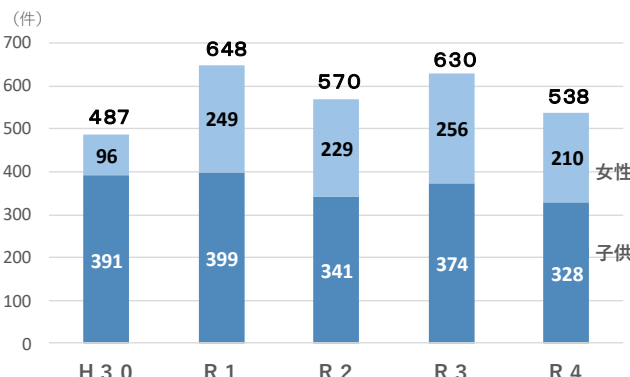
2 街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの占める割合が高い



3 特殊詐欺は手口の多様化・巧妙化により被害金額が増加



4 子供や女性を対象とした声掛け等の前兆事案は依然として500件超



4. 目標

県民の防犯に対する意識を高めるとともに、行政、警察、県民、事業者などが連携・協働し、一体となって犯罪のない安全に安心して暮らしていける社会の実現を目指す。

5. 基本的方向性・施策

条例で定める基本理念及び基本的施策に則り、第1次推進計画から引き続き次のとおり設定。

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『ひとづくり』

- 【施策1】 県民の自主防犯意識の醸成
- 【施策2】 防犯活動を担う人財の育成

基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『地域づくり』

- 【施策3】 自主的な防犯活動の促進
- 【施策4】 児童等の安全確保に関する取組の推進
- 【施策5】 高齢者等の安全確保に関する取組の推進
- 【施策6】 観光客の安全確保に関する取組の推進
- 【施策7】 防犯に配慮した生活環境の整備

基本的方向性3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『ネットワークづくり』

- 【施策8】 安全・安心まちづくり推進体制の整備
- 【施策9】 事業者との連携

6. 重点目標・個別目標

【重点目標】 刑法犯認知件数

犯罪の未然防止と県民の不安感減少に向け、計画全体の重点目標として、引き続き刑法犯認知件数の減少を目指す。

現状	目標
3,462件 (2022年末)	3,300件以下 (2028年末)

【個別目標】

項目	現況	目標
1 消費生活センターの認知度	62.4%	80.0%
2 青森県警察防犯アプリ「まもリン」のダウンロード数【新規追加】	16,019件	30,000件
3 自主防犯活動団体数	306団体	現状維持
4 青色回転灯防犯車数	287台	300台
5 地域の大人に挨拶をする小・中・高校生の割合	79.1%	85.0%
6 地域の大人から挨拶される小・中・高校生の割合	70.5%	80.0%
7 小学校における地域安全マップの作成率	74.3%	100%
8 小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育の実施割合	82.5%	100%
9 高齢者の「つどいの場」の参加率【新規追加】	2.9%	あおもり高齢者すこやか自立プラン2024(仮称)に基づく目標値
10 高齢者の見守りネットワーク等を構築している市町村数【新規追加】	35市町村	
11 防犯カメラの設置箇所数	3,020か所	3,500か所
12 通学路合同点検対象における安全対策実施率【項目変更】	42.6%	75.0%

7. 推進体制

- ◇ 県、教育庁、警察により構成する「青森県安全・安心まちづくり推進本部」
- ◇ 県、市町村、県民、事業者等により構成する「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」
- ◇ 警察署、学校、市町村、事業者等により構成する「各地区安全・安心まちづくり推進協議会」
において情報や意見の交換を行い、相互に連携して安全・安心なまちづくりに取り組んでいく。